

第64回 佐用町議会〔臨時〕会議録（第1日）

平成27年2月12日（木曜日）

出席議員 (14名)	1番	加古原 瑞樹	2番	千種 和英
	3番	小林 裕和	4番	廣利 一志
	5番	竹内 日出夫	6番	石堂 基
	7番	岡本 義次	8番	金谷 英志
	9番	山本 幹雄	10番	岡本 安夫
	11番	矢内 作夫	12番	西岡 正
	13番	平岡 きぬゑ	14番	石黒 永剛
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議 会 事 務 局 長	舟 引 新	書 記	宇 多 雅 弘
説明のため出席 した者の職氏名 (8名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	総 務 課 長	鎌 井 千 秋	企画防災課長	久 保 正 彦
	住 民 課 長	岡 本 隆 文	健康福祉課長	森 下 守
	農林振興課長	横 山 芳 己	上下水道課長	上 野 耕 作
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第１．会議録署名議員の指名

日程第２．会期決定の件

日程第３．推薦第１号 佐用町農業委員会委員の推薦について

日程第４．報告第１号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）

日程第５．議案第１号 財産の取得について

日程第６．議案第２号 工事請負契約の変更について（佐用町庁舎増築等工事）

日程第７．議案第３号 工事請負契約の変更について（佐用町取水施設（佐用・真盛・久崎・大酒）新設工事）

午前０９時３０分 開会

議長（石黒永剛君） 皆さん、おはようございます。開会にあたり一言御挨拶を申し上げます。

立春も過ぎ、寒さ余りある中、第６４回佐用町議会臨時会が招集されましたところ、議員各位には早朝よりお集まりいただき、誠に御苦労さまでございます。

さて、今期臨時会に付議されます案件は、農業委員会委員の推薦、専決処分の報告、工事請負契約の変更など、５件が提出されております。

何とぞ、議員各位には慎重なるご審議を賜り、これら諸案件につき、適切妥当なる結論が得られますようお願いし、開会の御挨拶とします。

町長、挨拶願います。

町長（庵途典章君） 改めましておはようございます。早朝から御苦労さまです。

本当に立春も過ぎますと日差しも大変明るくなってきた感じがいたします。

ただ、先般９日、１０日は、この冬一番の寒波ということで非常に冷え込みました。日本海側のほうはかなりの大雪で、私も９日の日、新温泉町のほうに行っておりましたけれども、本当に大雪で、雪国の生活というのは本当に大変だなという感じがいたしました。

今日は、臨時議会をお願いいたしまして、農業委員会委員がこの２月末をもって任期が満了になるわけですが、新たに、また選出をお願いするというので、今日は議会からの推薦を一つよろしくお願い申し上げます。

また、工事の請負契約等の変更につきましては、それぞれ先般、全員協議会等でも内容につきまして説明をさせていただいております。改めて十分ご審議いただきましてご承認いただきますように、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（石黒永剛君） ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第６４回佐用町議会臨時会を開会いたします。

なお、今期臨時会のため、地方自治法第１２１条の規定により、出席を求めたものは、町長、副町長、総務課長、企画防災課長、住民課長、健康福祉課長、農林振興課長、上下水道課長であります。

これより、本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第１．会議録署名議員の指名

議長（石黒永剛君） 日程第1は、会議録署名議員の指名でございます。
会議録署名議員は、会議規則第121条の規定によりまして議長より指名いたします。
11番、矢内作夫君。12番、西岡 正君。以上、両君にお願いいたします。

日程第2．会期決定の件

議長（石黒永剛君） 続いて日程第2、会期決定の件を議題といたします。
お諮りします。会期は、本日12日、1日限りといたしたいと思います。これにご異議
ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は本日1日限り
と決定いたしました。
なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配付
しております。ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略した
いと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

日程第3．推薦第1号 佐用町農業委員会委員の推薦について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第3、推薦第1号、佐用町農業委員会委員の推薦につい
てを議題といたします。
お諮りします。議会推薦の農業委員は4名とし、岡本一良君、祖開正平君、腰前正好君、
大久保八郎君。以上の方を推薦したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。
よって、議会推薦の農業委員は4名とし、岡本一良君、祖開正平君、腰前正好君、大久
保八郎君。以上の方を、推薦することに決定いたしました。

日程第4．報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）

議長（石黒永剛君） 続いて日程第4、報告第1号であります。専決処分の報告について、
専決第1号、損害賠償の額を定め和解することについて、町長より報告があります。
町長、庵逄典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第1号、専決処分の報告についてのご説明を申し上げます。

本件は、町有自動車が起こしました交通事故により、町に損害賠償責任が生じ、相手方とその賠償額を決定し、和解したことを報告申し上げるものでございます。

事故の概要は、平成26年10月10日午前10時30分ごろ、町営米田住宅駐車場敷地内において、クリーンセンターの収集車が資源ごみステーションで収集作業を行うために前進中、バックで発進してきた相手方車両の後部に、車両左側後部が接触し、損傷を与えたというものでございます。

町として国家賠償法に基づく損害賠償責任を認め、町側の過失割合を30パーセントとし、相手方車両修理費の30パーセントに相当する5万2,860円を支払う内容で、1月26日に地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項に関する条例第1号の規定により、損害賠償の額を定め、和解することについて専決処分をいたしましたので、ご報告を申し上げます。

議長（石黒永剛君） 以上で、町長の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 平岡さん。

13番（平岡きぬゑ君） 事故のあった場所は米田の町営住宅駐車場敷地内なんですけれど、相手方、円応寺の方で町の過失割合が30パーセントという、先ほど、具体的な報告もあったんですけれど、この内容について保険適用は車両保険というか、そのクリーンセンター内の整備員の、その保険で出るのか、従来町村の保険か、ちょっと確認の意味でその点一つお答え願いたいのと。

そのクリーンセンターの車が30パーセントということなので、先ほどの説明で、もう少し加えていただきたいんですけど、通常、業務上そこに車両を置いて相手のほうが、それを認識できなかったという点が大きいのかとは思いますが、その点、もう一度、十分な安全対策をとって作業していた状態なのか、そこらへんを改めて説明してください。

〔総務課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） この保険の適用は、個人か、それとも保険で対応できるかということでしょうか。

それは、町対応の保険でございます。

対人関係、人身には影響なかったので、対物ということで保険対応でしております。

〔住民課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、岡本課長。

住民課長（岡本隆文君） 事故の状況について、もう少し説明させていただきます。

当日、パッカー車におきましてペットボトルを収集するという事で、米田住宅の前に空き地がございまして、その入り口付近に資源ステーションがございます。そこでペットボトル等を積み込みまして、結構広い駐車場でございましたので、パッカー車につきましては奥側のほうへ向かって進行し、そこでUターンというんですか、そのままUターンできるぐらいのゆったりした敷地であり、Uターンして、また元の道路に戻ろうとする際に、ちょうど住宅側のほうにとめてありました相手方の車の方が急にバックして来られて、パッカー車のほうと接触したということでございます。

パッカー車の接触場所につきましては、後ろのタイヤハウスというんですか、後軸の付近後ろぐらいのところで、ちょうど向こうの車と当たったという、そういった状況でございます。

2名乗車しておりましたので、乗車中の事故ということになります。

〔平岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 今の説明では車は動いていたということなんですね。

それで保険のほうは町対応というのは、そのクリーンセンターの車両保険がかかっているかと思うんで、そこらへんがちょっと確認で聞きたかったんですけど。車両保険が使われるんですかということです。

〔総務課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） 保険は町で対応しますけれども、対人については、町村会とかそういった保険になるんですけれども、今回は対物だけでございます。保険会社の名前としましては、損害保険の任意保険でございます。損害保険ジャパン日本興亜株式会社ということになります。町が全て対応します。

議長（石黒永剛君） よろしいか。ほかにありませんか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、岡本義次君。

7 番（岡本義次君） 相手の車が壊れて 30 パーセントもつということでございますけれども、役場の車については、どうもなかったん。別に故障した、修理したというようなことはなかったん。役場の分。

〔住民課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、岡本課長。

住民課長（岡本隆文君） 車両につきましては、双方破損しております。

パッカー車につきましては、左側後部のタイヤハウスの部分で接触しておりますので、そのへんを修理いたしております。

議長（石黒永剛君） はい、よろしいか。ほかにありませんか。

〔金谷君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、金谷君。

8 番（金谷英志君） 職員の交通安全教育についてお伺いしたいんですけども、パッカー車については、以前にもそういう事故があって、久保の事故でしたけれども、久保なんかでしたら、2人乗ってますから1人が後方を確認して、そういうふうな事故対応をとるという対策でしたけれども、今回、相手方 30 パーセントでしたら、急にバックしてきたということもあるんですけども、職員の後方確認なり、その教育の徹底はどうなっていたんでしょうか。

〔住民課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、住民課長。

住民課長（岡本隆文君） 失礼します。

通常業務におきましては、議員ご指摘のように作業は2人で行っております。1人が運転し、1人が誘導するというような形でございます。ですから、バックするような場合については、助手の者が後方確認とかの誘導をいたしております。

今回の場合につきましては、既に積み込みが終わって、空き地の中でUターンして、元の道路に戻るというような状況でございましたので、2人とも乗車の状況でした。

急に車のほうがバックしてきたんですけど、いわゆるあつという間にとということで、おりて誘導するとかいったたぐいの、今回はそういったケースではございませんでした。

日常的にも、そういう事故防止のために、これまでも職員につきましては、それぞれごみ収集作業する際については、十分な安全確認を双方でとりながらするということとは、常々指導はいたしております。以上でございます。

〔竹内君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、竹内議員。

5 番（竹内日出夫君） この事故の対応を聞きますと、パッカー車が前進中、パッカー車の左後部に後退してきた相手方車両の後部と接触したということなんですが、この過失割合、パッカー車のほうが 30 パーセントということなんですが、この割合は、誰が決定されたんでしょうか。

〔総務課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） 最終的には町と向こうの話になるんですけども、両方とも保険対応しておりますので、専門的な意見も聞きながら、保険会社等も参考にしながら最終的に決めさせていただきました。

議長（石黒永剛君） ほかにありませんか。
ないようですので、これで質疑を終結いたします。

日程第5．議案第1号 財産の取得について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第5、議案第1号、財産の取得についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、上程いただきました、議案第1号、財産の取得について提案のご説明を申し上げます。

現在、上月地域保育園新築工事を施工しております新上月保育園の給食は、園内の給食室で調理を行いますので、安全で安心な給食を園児に提供することから厨房設備機器の整備を図るため備品購入を実施するものでございます。

購入に当たりまして見積入札を行い、平成27年1月19日、町外業者6社による入札に付したところでございます。

結果は、消費税込みで1,069万2,000円。赤穂市古浜町83番地、有限会社近畿調理機代表取締役平尾正信氏と、備品購入契約をいたしましたので、佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認いただきますようお願い申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 提案に対する当局の説明が終わりました。
議案第1号につきましては、本日即決いたします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 岡本義次君。

7番（岡本義次君） 厨房機器ということでございますけれども、その中身的に、例えばレンジで何ぼぐらいかかったとか、そういうことの、どういうものを買っての金額の、そういうもう少し具体的なことの説明もお願いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） この備品につきましては、補正予算等で建設工事とは別に備品購入ということで追加補正をさせていただいた時に予算審議をしていただいたと思います。

なお、備品については、大きなものを概略申し上げますと、使える物は現保育園から移設をしますが、やはり既に老朽化している物等ございます。大きなもので言えば、冷蔵庫が非常に大きな金額になるかと思います。それから大きなオーブン。それから電気フライヤーとか、電気回転釜、それからIH調理器等々、例えばシンクとか、調理備品としておおむね必要な備品につきましては、この中に入っております。

なお、移動が可能な分につきましては、現在の保育園のほうから移設して対応する予定にしております。

議長（石黒永剛君） よろしいか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、どうぞ。岡本君。

7 番（岡本義次君） 冷蔵庫も、どれぐらいの型の物で、金額的には冷蔵庫これぐらいだたっとか、オーブンはどうだったとかいうような、もう少し、その金額のつけ加えいうのか、そこらへんはどうですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 金額は一括入札でございますので、おおむね百数十万円の大きな冷蔵庫、御存じの専門の厨房施設になりますので、大きさ的にも120センチ、それから高さ180センチ、そういう業務用の冷蔵庫等でございます。

オーブンにつきましても、電気式の6段とか、片側で三相200ボルトを利用する非常に大きなオーブンでございますし、それから電気釜についても御存じの大きな回転釜になっておりますので、そういったものを今回厨房に入れております。

議長（石黒永剛君） よろしいか。

はい、ほかにありませんか。

〔平岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 提案説明の中で、見積入札6社でしたということなんですが、契約の方法は最終的に随意契約になっているので、その点、ちょっと説明お願いできますか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 失礼します。入札の場合は、一般競争入札、それから指名競争入札、それに全て該当しないものが随意契約というふうに財務規則等でなっております。

今回の厨房機器につきましては、特殊な備品でもございますし、現在の入札指名願等でも、ほとんど指名等にも入って来ない業者等が主になろうかと思えます。

その関係で物品につきましては、今回は特殊な備品ということで、財務規則で言いますと随意契約等に該当します。随意契約を財務規則で見ますと特定の業者を指定、またはそれには見積業者を2名以上という形になっておりますが、その点が町のほうの指名審査会、入札の時に開催するんですけど、そこでいろいろ協議をいただきまして、6業者を選考して、6業者から見積書の提出をいただき、19日に開札し決定したところでございます。

議長（石黒永剛君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

まず、原案に反対討論の方ありますか。

〔反対討論なし〕

議長（石黒永剛君） 次に、賛成討論の方ありませんか。

〔賛成討論なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

これより、議案第1号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第1号は、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第1号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第2号 工事請負契約の変更について（佐用町庁舎増築等工事）

議長（石黒永剛君） 続いて日程第6、議案第2号、工事請負契約の変更について（佐用町庁舎増築等工事）を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それではただ今、上程をいただきました、議案第2号、工事請負契約の変更について、提案のご説明を申し上げます。

佐用町庁舎増築等の工事を行うため、平成25年9月19日に、兵庫県たつの市新宮町新宮1041番地の2、株式会社進藤組代表取締役進藤栄六氏と当初の契約を行い、昨年9

月議会で消費税込みで契約額 9 億 2,432 万 8,800 円に変更契約の承認をいただき、工事を現在進めておりますが、本館の電気配線の敷設替え、また防災行政無線非常用電源の工事、また旧きんでん事務所の改修及び下水道への接続工事、新たにごみを集積するごみ置き庫を建設する工事、また第 1 庁舎北側出入口屋根の設置工事、第 2 庁舎の電源の工事で受電のキュービクルの取りかえ工事等を行い、また周辺の歩道のインターロッキングの舗装改修工事等を追加施工するため、6,841 万 8,000 円を増額し、工事請負契約の金額を消費税込みで 9 億 9,274 万 6,800 円に変更したいため、佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご承認賜りますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

議案第 2 号につきましても、本日即決いたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 平岡さん。

13 番（平岡きぬゑ君） 金額的に 6,841 万 8,000 円の内訳を説明してほしいんですけど、口頭では防災、旧きんでん、ごみ置き場、屋根工事、第 2 庁舎ということなんですけれど、この 6,841 万 8,000 円の内訳を、それぞれについてお願いします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、久保課長。

企画防災課長（久保正彦君） 金額の内訳でございますけれども、第 1 庁舎、第 2 庁舎、第 3 庁舎、きんでん改修という形でご説明いたします。

まず、第 1 庁舎と第 2 庁舎につきましては、先ほど町長がご説明いたしましたように北側の出入り口にアルミ製の上屋をすとか、懸垂幕フレーム、既設屋根取りかえ、それから配線関係。第 2 庁舎はキュービクルの取りかえ、行政無線の発電機改良改修等の電気関係。それから屋外付帯工事なども含めまして、合わせて 4,660 万円余りになっております。

それから第 3 庁舎のきんでんでございますけれども、当然部屋の改修でございますとか、外壁、それからトイレ改修とか下水のつながり込みであるとか、それから空調機の改修などがございまして、2,170 万円余りでございます。以上でございます。

議長（石黒永剛君） ほかに質疑は。

〔平岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、平岡さん。

13 番（平岡きぬゑ君） 工事契約は第 57 回定例議会、それから 61 回定例議会それぞれ最

初の提案があつて、その後追加工事があつて、今回、入札、最初から数えると3回目の契約になると思うんですけど、契約2回目の時も質疑した経緯覚えているんですけど、最初の工事契約のところに契約になかった内容で、2回目というか、変更になっているんですけど、今回は最初の契約からすると、やはり当初の契約になかった内容で契約変更というか、追加工事になったのですか。その点、経過も含めてお願いできますか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 当然、古い庁舎などを改修する場合は、配線関係などで、随分と予測がつかないものが出てまいりますし、それからキュービクルなども今まではだましだまし使っていたと言いますか、第2庁舎などは検査員が出てきて、なるべく早くかえてほしいというようなことを言われたようで、それが途中で分かってきたというようなこともございますし、また、第1庁舎の北側の出入り口などは、やってみたところ、やっぱり人がぬれるので、そこに上屋をつける必要が出てきたというようなことでございますので、それぞれやりながら、工事を進めながら出てきた追加工事でございます。

議長（石黒永剛君） ほかに質疑はありませんか。

〔平岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 第3庁舎の関係では、2,170 万円余りの追加工事ということなんですけれど、第3庁舎については、この間の全員協議会で初めて説明があったんですけれど、庁舎の活用について、今からの活用ですけれど、医師会であるとか、そういう説明があったかと思うんですけれど、そこらへんの関係は時間的には、当初の予定にあったものなんですか。そこらへんも含めて説明ください。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） 施設のそれぞれ活用について、これは今、この佐用庁舎だけではなくて、ほかの支所等の施設もそれぞれあるんですけども、今回の整備におきましては、敷地としてきんでんの跡地を買収したと。その跡地にある施設、これも有効に活用したいということで、特に既に倉庫等、車庫等は活用しておりますけれども、今の元の事務所ににつきましては、工事中の工事事務所として、まず活用するという形をとっておりました。それと、その後としては、じゃあ後どういう形で、この事務所の活用を図ろうかということで、前にも少しお話しましたがけれども、例えば、森林組合等の事務所という検討もしたわけですが、今後のいろんな業務、それぞれの業務を考えた中で、以前から医師会のほうも、医師会・歯科医師会、事務所の移転をしたいと、役場とのいろんな業務の連携も含めて役場庁舎内の一部を使わせてほしいという申し出もありましたので、そういう活用が、医師会とも相談させていただきましてできるのではないかとということ。

それともう一つは、今のケーブルテレビウイックですね、この管理事務所がいます。現在、三日月支所を使っているわけですが、やはり町と担当課との連携も含めて移転をすることが必要だろうということで、その場所の大きさ、建物の大きさを見ても1階部分で医師会・歯科医師会、そしてウイックの事務所として使おうと、活用しようということで、現在、決めて、それに基づいた、元々、この事務所は古くてトイレ等下水道が本管に接続できておりませんでした。合併浄化槽でトイレ等が使われておりましたので、当然、公共下水道につなぐ工事とか、トイレとか、そういう部分の改修工事は必要であるということで、今回、この追加工事をさせていただきたいということであります。

議長（石黒永剛君） ほかに質疑はありますか。
ないようですので、これで質疑を終結いたします。
これから、討論を行います。まず、原案に反対討論の方ありませんか。

〔反対討論なし〕

議長（石黒永剛君） 賛成討論の方ありませんか。

〔賛成討論なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。
これより、議案第2号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、全員であります。よって議案第2号、工事請負契約の変更について（佐用町庁舎増築等工事）は、原案のとおり可決されました。

日程第7．議案第3号 工事請負契約の変更について（佐用町取水施設（佐用・真盛・久崎・大酒）新設工事）

議長（石黒永剛君） 続いて日程第7、議案第3号、工事請負契約の変更について（佐用町取水施設（佐用・真盛・久崎・大酒）新設工事）を議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただいま上程をいただきました、議案第3号、工事請負契約の変更について、提案のご説明を申し上げます。

佐用町取水施設（佐用・真盛・久崎・大酒）新設工事を行うために、平成26年6月11日に神戸市中央区下山手通3丁目12番1号、大成建設株式会社神戸支店支店長藤田正之氏と消費税込みで、契約額4億586万4,000円で請負契約を締結し、現在、工事を進めておりますが、その中で、真盛水源地の取水井戸構築工事において、岩盤線の変更による岩掘削の増加。久崎水源地では、取水量確保のため、井戸の横ボーリング100メートル

の追加。大酒水源地では、場内整備工事の工期短縮のため、側溝、擁壁を現場内構造から二次製品への仕様変更。また、各水源地の導水管布設工事において、転石及び地下埋設物等支障物による継手管、舗装復旧の追加等に、4,145 万 9,040 円を増額し、工事請負契約の金額を4億4,732万3,040円に変更しようとするものでございます。

佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご承認賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

議案第3号につきましても、本日即決いたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 岡本義次君。

7 番（岡本義次君） 今、説明の中で、真盛・久崎・大酒等は変更部分が生じてきたということでございますけれど、当初、真盛が何ぼであって、今度変更することによって何ぼの金額になったという、その変更の部分、そういう中身を、それぞれお示してください。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（上野耕作君） それではご説明を申し上げます。

変更の内容、それぞれ金額でございますけれども、まず、提案の中にはございませんでしたけれども、佐用水源地におきましては、仮設道等の使用について必要がなくなったために396万3,000円の減額。

それから真盛水源につきましては、先ほど、町長が申し上げましたように岩盤の井戸掘削等で987万1,000円を増額。

それから久崎水源地におきましては、横ボーリングですね、取水量確保ということで2,484万6,000円。それから導水管の布設等で134万円の増額。それから場内整備工事等で379万1,000円、合計で2,997万8,000円を増額させていただいております。

次に大酒でございますけれども、造成の場内整備ということで、二次製品に変更しまして249万1,000円を増額。それから井戸工事、導水管工事等で約300万円の増額で557万2,000円、合計で4,145万9,040円を増額をさせていただいております。

以上でございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、岡本義次君。

7 番（岡本義次君） その位置が、例えば大酒なんかは現在のところと変わったわけでしょう。場所的に。その村の位置図というんですか、ここにあったけれど、ここへ変わったと、そういう図面を後でもいいんで、もらえますか。変わったところ。

議長（石黒永剛君） ほかにありませんか。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵逄典章君） これは契約の時にもご説明申し上げておりますけれども、今回の河川改修工事に伴う水源の補償工事として、財源は、県・国からのこの補償金で全て賄っているという工事であります。

ですから、この工事の内容については、町が工事を発注し締結しておりますけれども、どこの場所につくるとか、施工方法、この件につきましては県がいろいろと調査をして、この委員会をつくって、その中で設計を行って、今、発注をし、また変更についても、実際掘った状況の中で、まずは取水量、水の量を確保するということが最終的な目的なんで、取水量確保がそのまま設計どおりできれば、それでいいんですけれども、実際に久崎の水源等につきましては、その岩盤まで掘ったんですけれども、取水量が確保できないという、実際調査をしながら掘ってますので、いうことで、それから水を取水してくるための、井戸の底から今度は逆に横へボーリングをして、導入管ですね、取水する管を入れると、こういう工事しております。これらも全て補償工事で行ってもらう工事でありますので、その点は、十分ご留意いただきたいと思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、平岡さん。

13 番（平岡きぬゑ君） いいんですか。

議長（石黒永剛君） はい、どうぞ。

13 番（平岡きぬゑ君） 今回の追加分は補償工事だということなんですけれど、今回のこの補償される工事で、ちゃんと先ほどから言われている取水量は確保というのは必ずできるんですか。また、これからそういう事態、そういうことができなかった場合には、いうことはないんですか。お尋ねします。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵逄典章君） いやいや、先ほど言いましたように、今回の補正が補償工事じゃないんですよ。全てこの取水井戸工事、新たな井戸、この水源を今、つくっている工事、これが河川工事の補償工事であるということであります。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（上野耕作君） これにつきましては、委員会等で資料をもとに取水量を算定しております。

今回、実施に当たって、当然、揚水量等も確認しながら、現状あるかどうかということまで全てやっております。今のところ、当初の目的以上の水が確保できております。

ただ、今後、河川改修等で、当然、河床等も変わってくるおそれがあります。そういうことで1年間は県としても損失補償でございますので、1年以内に、もし、そういう河川改修等が原因であれば、その時に協議させていただくというようなことも含めて協議させていただいておりますので、皆さんにご安心していただきたいと思いますと思っております。

議長（石黒永剛君） はい、ほかにありませんか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、岡本義次君。

7 番（岡本義次君） 取水量ですけど、これはどうなん。前の分と今回変更になったとか、仮に 300 だったのが 500 になったとか、そういうふうなことは今回、あったんですか。そこらへんは。それぞれの佐用・真盛・久崎・大酒、何ぼぐらいの取水量を今回最終的に見込んでやったんですか。そこらへん。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（上野耕作君） 認可取水量のことと思います。これにつきましては、当然、今、現状の取水量、人口で、これも前回、議会のほうで認可手続きの変更等も挙げさせていただいて、人口等の変更もお願いしたと思います。

それに合わせて現状の取水量、佐用につきましては 57 トン。これは確保できております。

それから真盛につきましては 1,010 トン。今度、新しい井戸を掘る分につきましては、720 トンの量を確保ということで、これも確保しております。

それから、久崎につきましては 2,000 トンということで、今回、河川改修で 720 トン分が不足するということで、新しい井戸で 720 トン。これも確実に出るようになっております。

それから、大酒につきましては 1,000 トン。これにつきましては、今の現状の井戸が河川敷地内にありますので、新たに井戸を設置するということで、新しいところで井戸を設置いたしております。これにつきましても 1,000 トンの確保をしております。

議長（石黒永剛君） ほかにありませんか。

〔金谷君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、金谷君。

8 番（金谷英志君） 久崎については、横にボーリング 100 メートルということですが、これについて、新たな地下ですから、用地の買収とかはもう関係ないのでしょうか。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（上野耕作君） これにつきましては、久崎につきましては、新たな新設 720 トン分の確保ということで用地を確保させていただいて、そこで造成した中で、その中で横ボーリングさせていただいて、量を確保できるということで、やらせていただいております。

議長（石黒永剛君） ほかにありませんか。
ないようですので、これで質疑を終結いたします。
これから、討論を行います。まず、原案に反対討論の方ありませんか。

〔反対討論なし〕

議長（石黒永剛君） 賛成討論の方ありませんか。

〔賛成討論なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。
これより議案第 3 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 3 号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 3 号、工事請負契約の変更について（佐用町取水施設（佐用・真盛・久崎・大酒）新設工事）については、原案のとおり可決されました。

議長（石黒永剛君） 以上で本日の日程は終了いたしました。
お諮りします。今臨時会に付議されました案件は、終了いたしましたので、閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって、第 64 回佐用町議会臨時会はこれをもって閉会いたします。
各位には 3 月定例会準備並びに議会報告会、また現地研修と多忙な中、本日は、本当に御苦労さまでございました。健康に留意されまして、3 月議会には、また十分な準備をもってご出席願いたいと思います。

どうも本日はありがとうございました。
町長、お願いいたします。

町長（庵途典章君） 承認いただきまして、ありがとうございました。

午前 1 0 時 1 5 分 閉会
